2026年11月25日

各　位

会 社 名　株式会社ジェイテクト
代表者名　取締役社長　近藤　禎人
（コード番号：6473　東証プライム・名証プレミア）
問合せ先　経理部長　岩井　孝哲
（TEL. 0566-25-7326）

# 自己株式の取得及び自己株式の公開買付け並びに自己株式の消却に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下、「会社法」といいます。)第459条第1項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得及びその具体的な取得方法として、自己株式の公開買付け(以下、「本公開買付け」といいます。)を行うことを決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の一部を消却することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

Ⅰ．自己株式の取得及び自己株式の公開買付け

1．買付け等の目的

当社は、安定的な配当の継続を基本に、業績及び配当性向等を総合的に勘案の上、配当を実施してまいりました。その上で、当社が2024年8月27日に公表した、2024年度から2026年度までの3年間を対象とする第二期中期経営計画(以下、「本中期経営計画」といいます。)の期間においては、長期安定的な株主還元を目指して、DOE(親会社所有者帰属持分配当率)2～3%を目安とすることとしております。これは、市場環境の変化による短期での利益変動に左右されず、継続的に株主還元を実施するという当社の意思表明です。

当社は、中間配当及び期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本的な方針としております。また、当社は、剰余金の配当及び自己株式の取得等、会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めており、株主のみなさまへの機動的な利益還元を可能としております。当社は、2026年3月期の配当については、中間配当を1株当たり30.00円、期末配当を1株当たり30.00円とし、年間配当金を1株当たり60.00円といたしました。

当社は、自己株式の取得については、本中期経営計画の期間において、目指すべき資本構成とのバランスを考慮しながら取得規模を検討し、機動的に取得する方針としております。

なお、本日現在までの過去5年間における当社の自己株式の取得の実績としては、2025年1月31日開催の取締役会の決議に基づき、株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)における自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)によって、2025年2月7日に自己株式の取得(取得した株式の総数：24,678,200株、取得価額の総額：28,836,476,700円)を行いました。

このような資本政策の方針を背景に、当社は、2026年10月中旬、更なる株主還元、機動的な資本政策の遂行及び資本効率の向上等を目的として、自己株式の取得について検討を開始し、当社の株主であるトヨタ自動車株式会社(以下、「トヨタ自動車」といいます。所有株式数：77,235,087株、所有割合(注1)：24.26%)に打診する方針といたしました。

(注1)　「所有割合」とは、当社が2026年10月29日に公表した「2027年3月期 第2四半期(中間期)決算短信〔ＩＦＲＳ〕(連結)」に記載された2026年9月30日現在の当社の発行済株式総数(318,608,107株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(226,674株)を控除した株式数(318,381,433株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。以下同じです。

自己株式の具体的な取得方法については、①株主間の平等性、②取引の透明性、③当社普通株式の流動性や市場価格に与える影響、④市場価格から一定のディスカウントを行った価格での当社普通株式の買付けが可能であることにより、当該価格で買付けを行った場合には、当社資産の社外流出の抑制に繋がること、⑤トヨタ自動車以外の株主にも一定の検討期間を提供した上で市場価格の動向を踏まえて応募する機会を確保すること等を考慮し、公開買付けの手法により実施するのが適切であると判断いたしました。

そして、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下、「本公開買付価格」といいます。)の算定に当たっては、①当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、及び②上場会社の行う自己株式の取得は、一般的に金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いことを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視して、当社普通株式の市場価格を基礎とすべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せずに当社普通株式を所有し続ける株主のみなさまの利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるため、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましく、また、自己株式の取得後に当社の事業運営を行うに当たって必要な事業資金を確保することができ、当社の財務健全性及び安定性が維持できる規模とすべく、取得総額が200億円以内となるように本公開買付けを実施することが望ましいと判断いたしました。そして、当社は、ディスカウント率及びディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格の検討に当たり、2022年1月以降に決議され2026年9月30日までに買付期間が終了した自己株式の公開買付けの事例のうち、ディスカウント率を用いて実施された108件(以下、「本事例」といいます。)において、10%程度(9%超～10%)の事例が88件と最多であり、当社普通株式の株価のボラティリティを考慮してもディスカウント率を10%とすることが適切であると判断いたしました。

また、当社は、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格としては、市場価格が経済状況その他様々な条件により日々変動し得るものであることから、一定期間の株価変動を考慮しつつ、また、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下、「公開買付期間」といいます。)中に市場価格が変動し、本公開買付価格を下回ってしまう状態が生じる可能性を低減すべく、本公開買付価格は直近の市場株価対比でも一定のディスカウントを付した水準である必要があるとの考えのもと、東京証券取引所プライム市場における、本公開買付けを決議する取締役会の開催日の前営業日の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、最も低い価格を基準とすることが妥当であると判断いたしました。

以上の検討を踏まえ、当社は、2026年10月26日、トヨタ自動車に対し、公開買付けの手法による当社普通株式の取得総額が200億円以内となることを前提として、上記の方法により算定される価格で当社が本公開買付けを実施した場合の応募の可否を打診いたしました。当該打診以降、トヨタ自動車との間では、同社が所有する当社普通株式(所有株式数：77,235,087株、所有割合：24.26%)のうち9,000,000株(所有割合：2.83%。以下、「当初応募予定株式」といいます。)を本公開買付けに応募することを前提として協議を進めておりました。しかしながら、その後、当社は、当該打診以降の当社普通株式の株価の推移を踏まえると、当初応募予定株式の数を前提とした場合には、自己株式の取得総額が、当社が上限として想定していた200億円を一定程度下回ることが見込まれたことから、取得総額が200億円以内となる範囲で可能な限りこれに近い取得規模を確保すべく、トヨタ自動車との間で、改めてトヨタ自動車が応募する予定の当社普通株式数について協議を行うことといたしました。そこで、当社は、2026年11月13日、上記の検討内容とともに、トヨタ自動車に対し、引き続き取得総額が200億円以内となることを前提として、本公開買付けに応募する当社普通株式の数を10,000,000株(所有割合：3.14%)とすることの可否について改めて打診いたしました。その結果、2026年11月25日、トヨタ自動車より、その所有する当社普通株式のうち10,000,000株(所有割合：3.14%。以下、「応募予定株式」といいます。)を本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。なお、当社はトヨタ自動車との間で本公開買付けへの応募に係る応募契約は締結しておりません。

以上の検討及び協議を経て、当社は、2026年11月25日開催の取締役会において、(ⅰ)会社法第459条第1項及び当社定款の規定に基づき自己株式の取得を行うこと、(ⅱ)東京証券取引所プライム市場における当社株式の2026年11月24日の終値である1,925.0円に対して10%のディスカウントを行った価格である

1,733円(円未満を四捨五入。以下、本公開買付価格の計算において同じとします。)を本公開買付価格とすること、(iii)本公開買付けにおける買付予定数については、トヨタ自動車以外の株主にも応募の機会を提供するという観点から、応募予定株式10,000,000株(所有割合：3.14%)に対して10%を上乗せした11,000,000株(所有割合：3.45%)を買付予定数とすること、(iv)買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に1単元(100株)を加算した11,000,100株(所有割合：3.46%)を上限とすることを決議いたしました。

本公開買付けに応募された株券等(以下、「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等は行わず、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。)第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。以下、「府令」といいます。)第21条に規定するあん分比例の方式による買付け等となり、応募予定株式の一部は買い付けられないこととなりますが、トヨタ自動車より、本公開買付けに応募したものの当社が取得することができなかった応募予定株式については、現時点では具体的な売却の時期や手法等について未定である旨の回答を得ており、本公開買付けに応募しない当社普通株式に関する方針については、現時点では、所有を継続する旨の回答を得ております。

なお、当社の取締役である中西勇太氏は、トヨタ自動車の事業開発本部長兼新事業企画部長を兼務しているため、本公開買付けの検討・決定に際しての利益相反のおそれ及び当社の意思決定過程における恣意性を排除する観点から、本公開買付けに関する当社取締役会の審議及び決議には参加しておらず、かつ、トヨタ自動車との協議・交渉にも参加しておりません。また、当社の代表取締役社長である近藤禎人氏は、トヨタ自動車から当社に転籍後2年が経過しておりますが、トヨタ自動車に30年以上在籍していたことに鑑み、利益相反のおそれ及び当社の意思決定過程における恣意性を可能な限り排除する観点から、慎重を期して、本公開買付けに関する当社取締役会の審議及び決議には参加しておらず、かつ、トヨタ自動車との協議・交渉にも参加しておりません。

本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金から充当する予定です。当社が2026年6月19日付で提出した「第126期有価証券報告書」(以下、「本有価証券報告書」といいます。)に記載された2026年3月31日現在における当社の連結ベースの手元流動性(現金及び現金同等物)は、137,550百万円(手元流動比率：0.9ヶ月)(注2)となっており、更に事業から生み出されるキャッシュフローについても今後蓄積していくことが見込まれるため、自己株式の想定取得資金として約191億円を要することを考慮しても、当社の財務状況や配当方針に大きな影響を与えないものと判断いたしました。

(注2)　本有価証券報告書に記載の2026年3月31日現在における当社の連結ベースの手元流動性を、本有価証券報告書から計算される2026年3月期の1ヶ月当たりの連結売上収益(通期の連結売上収益を12で除した数)で除した値(小数点以下第二位を四捨五入)をいいます。

なお、本公開買付けにより取得した自己株式のうち9,500,000株については、本公開買付けの終了後に消却する予定です。9,500,000株を超える部分の自己株式の処分等の方針については、人的資本の増強を目的とした従業員への還元の原資等としての活用を検討してまいります。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

| 株券等の種類 | 総数 | 取得価額の総額 |
|---|---|---|
| 普通株式 | 11,000,100株(上限) | 19,063,173,300円(上限) |

(注1) 取得する株式総数の本日現在の発行済株式総数(318,608,107株)に対する割合は、3.45%です(小数点以下第三位を四捨五入)。なお、取得する株式総数の所有割合は、3.46%です。

(注2) 買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があるため、取締役会決議における総数は買付予定数に1単元(100株)を加算しております。

(注3) 取得することができる期間は、2026年11月26日から2027年1月31日までです。

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等

該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

| | |
|---|---|
| ① 取締役会決議日 | 2026年11月25日(水曜日) |
| ② 公開買付開始公告日 | 2026年11月26日(木曜日)<br>電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。<br>(電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/) |
| ③ 公開買付届出書提出日 | 2026年11月26日(木曜日) |
| ④ 買付け等の期間 | 2026年11月26日(木曜日)から<br>2026年12月23日(水曜日)まで(20営業日) |

(2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金1,733円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

本公開買付価格の算定に当たっては、①当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、及び②上場会社の行う自己株式の取得は、一般的に金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いことを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視して、当社普通株式の市場価格を基礎とすべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せずに当社普通株式を所有し続ける株主のみなさまの利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるため、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましく、また、自己株式の取得後に当社の事業運営を行うに当たって必要な事業資金を確保することができ、当社の財務健全性及び安定性が維持できる規模とすべく、取得総額が200億円以内となるように本公開買付けを実施することが望ましいと判断いたしました。そして、当社は、ディスカウント率及びディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格の検討に当たり、本事例において、10%程度(9%超～10%)の事例が88件と最多であり、当社普通株式の株価のボラティリティを考慮してもディスカウント率を10%とすることが適切であると判断いたしました。

また、当社は、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格としては、市場価格が経済状況その他様々な条件により日々変動し得るものであることから、一定期間の株価変動を考慮しつつ、また、公開買付期間中に市場価格が変動し、本公開買付価格を下回ってしまう状態が生じる可能性を低減すべく、本公開買付価格は直近の市場株価対比でも一定のディスカウントを付した水準である必要があるとの考えのもと、東京証券取引所プライム市場における、本公開買付けを決議する取締役会の開催日の前営業日の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単

純平均値及び同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、最も低い価格を基準とすることが妥当であると判断いたしました。

以上の検討を踏まえ、当社は、2026年10月26日、トヨタ自動車に対し、公開買付けの手法による当社普通株式の取得総額が200億円以内となることを前提として、上記の方法により算定される価格で当社が本公開買付けを実施した場合の応募の可否を打診いたしました。当該打診以降、トヨタ自動車との間では、当初応募予定株式を本公開買付けに応募することを前提として協議を進めておりました。しかしながら、その後、当社は、当該打診以降の当社普通株式の株価の推移を踏まえると、当初応募予定株式の数を前提とした場合には、自己株式の取得総額が、当社が上限として想定していた200億円を一定程度下回ることが見込まれたことから、取得総額が200億円以内となる範囲で可能な限りこれに近い取得規模を確保すべく、トヨタ自動車との間で、改めてトヨタ自動車が応募する予定の当社普通株式数について協議を行うことといたしました。そこで、当社は、2026年11月13日、上記の検討内容とともに、トヨタ自動車に対し、引き続き取得総額が200億円以内となることを前提として、本公開買付けに応募する当社普通株式の数を10,000,000株(所有割合：3.14%)とすることの可否について改めて打診いたしました。その結果、2026年11月25日、トヨタ自動車より、応募予定株式を本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。なお、当社はトヨタ自動車との間で本公開買付けへの応募に係る応募契約は締結しておりません。

以上の検討及び協議を経て、当社は、2026年11月25日開催の取締役会において、(ⅰ)会社法第459条第1項及び当社定款の規定に基づき自己株式の取得を行うこと、(ⅱ)東京証券取引所プライム市場における当社株式の2026年11月24日の終値である1,925.0円に対して10%のディスカウントを行った価格である1,733円を本公開買付価格とすること、(ⅲ)本公開買付けにおける買付予定数については、トヨタ自動車以外の株主にも応募の機会を提供するという観点から、応募予定株式10,000,000株(所有割合：3.14%)に対して10%を上乗せした11,000,000株(所有割合：3.45%)を買付予定数とすること、(ⅳ)買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に1単元(100株)を加算した11,000,100株(所有割合：3.46%)を上限とすることを決議いたしました。

なお、本公開買付価格である1,733円は、本公開買付けの実施を決議した取締役会決議の前営業日である2026年11月24日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値1,925.0円に対して9.97%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウントの計算において同じとします。)ディスカウントした金額、過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値2,001円(円未満を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。)に対して13.39%ディスカウントした金額、過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値2,071円に対して16.32%ディスカウントした金額、過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値2,077円に対して16.56%ディスカウントした金額となります。

② 算定の経緯

本公開買付価格の算定に当たっては、①当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、及び②上場会社の行う自己株式の取得は、一般的に金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いことを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視して、当社普通株式の市場価格を基礎とすべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せずに当社普通株式を所有し続ける株主のみなさまの利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるため、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましく、また、自己株式の取得後に当社の事業運営を行うに当たって必要な事業資金を確保することができ、当社の財務健全性及び安定性が維持できる規模とすべく、取得総額が200億円以内となるように本公開買付けを実施することが望ましいと判断いたしました。そして、当社は、ディスカウント率及びディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格の検討に当たり、本事例において、10%程度(9%超～10%)の事例が88件と最多であり、当社普通株式の株価のボラティリティを考慮してもディスカウント率を10%とすることが適切であると判断いたしました。

また、当社は、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格としては、市場価格が経済状

況その他様々な条件により日々変動し得るものであることから、一定期間の株価変動を考慮しつつ、また、公開買付期間中に市場価格が変動し、本公開買付価格を下回ってしまう状態が生じる可能性を低減すべく、本公開買付価格は直近の市場株価対比でも一定のディスカウントを付した水準である必要があるとの考えのもと、東京証券取引所プライム市場における、本公開買付けを決議する取締役会の開催日の前営業日の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、最も低い価格を基準とすることが妥当であると判断いたしました。

以上の検討を踏まえ、当社は、2026年10月26日、トヨタ自動車に対し、公開買付けの手法による当社普通株式の取得総額が200億円以内となることを前提として、上記の方法により算定される価格で当社が本公開買付けを実施した場合の応募の可否を打診いたしました。当該打診以降、トヨタ自動車との間では、当初応募予定株式を本公開買付けに応募することを前提として協議を進めておりました。しかしながら、その後、当社は、当該打診以降の当社普通株式の株価の推移を踏まえると、当初応募予定株式の数を前提とした場合には、自己株式の取得総額が、当社が上限として想定していた200億円を一定程度下回ることが見込まれたことから、取得総額が200億円以内となる範囲で可能な限りこれに近い取得規模を確保すべく、トヨタ自動車との間で、改めてトヨタ自動車が応募する予定の当社普通株式数について協議を行うこととといたしました。そこで、当社は、2026年11月13日、上記の検討内容とともに、トヨタ自動車に対し、引き続き取得総額が200億円以内となることを前提として、本公開買付けに応募する当社普通株式の数を10,000,000株(所有割合：3.14%)とすることの可否について改めて打診いたしました。その結果、2026年11月25日、トヨタ自動車より、応募予定株式を本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。なお、当社はトヨタ自動車との間で本公開買付けへの応募に係る応募契約は締結しておりません。

以上の検討及び協議を経て、当社は、2026年11月25日開催の取締役会において、(ⅰ)会社法第459条第1項及び当社定款の規定に基づき自己株式の取得を行うこと、(ⅱ)東京証券取引所プライム市場における当社株式の2026年11月24日の終値である1,925.0円に対して10%のディスカウントを行った価格である1,733円を本公開買付価格とすること、(ⅲ)本公開買付けにおける買付予定数については、トヨタ自動車以外の株主にも応募の機会を提供するという観点から、応募予定株式10,000,000株(所有割合：3.14%)に対して10%を上乗せした11,000,000株(所有割合：3.45%)を買付予定数とすること、(ⅳ)買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に1単元(100株)を加算した11,000,100株(所有割合：3.46%)を上限とすることを決議いたしました。

(4) 買付予定の株券等の数

| 株券等の種類 | 買付予定数 | 超過予定数 | 計 |
|---|---|---|---|
| 普通株式 | 11,000,000株 | ―株 | 11,000,000株 |

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数(11,000,000株)を超えないときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数（11,000,000株)を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続に従い公開買付期間中に自己株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等に要する資金

金19,080,500,000円

（注1） 買付予定数(11,000,000株)を全て買付けた場合の買付代金に、買付手数料及びその他費用(本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費用等の諸費用)の見積額を合計したものです。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

(公開買付代理人)

大和証券株式会社　　東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

② 決済の開始日

2027年1月21日(木曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下、「応募株主等」といいます。)(外国の居住者である株主等(法人株主を含みます。以下、「外国人株主等」といいます。)の場合は常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額(注)を控除した金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申しあげます。

(ア) 個人株主の場合

(ⅰ) 応募株主等が日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額を配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として20.315%(所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号。その後の改正を含みます。)に基づく復興特別所得税(以下、「復興特別所得税」といいます。)15.315%、住民税5%)に相当する金額が源泉徴収されます(国内に恒久的施設を有する非居住者にあっては、住民税5%は特別徴収されません。)。ただし、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号。その後の改正を含みます。)第4条の6の2第38項に規定する大口株主等(以下、「大口株主等」といいます。)に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)に相当する金額が源泉徴収されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当所得とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。)第37条の14(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)に規定する非課税口座(以下、「非課税口座」といいます。)の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が大和証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が大和証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

(ⅱ) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当所得とみなされる金額について、15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源

泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(イ) 法人株主の場合

みなし配当課税として、本公開買付価格が1株当たりの資本金等の額を超過する部分について、その差額に対して原則として15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)に相当する金額が源泉徴収されます。

なお、その配当等の支払に係る基準日において、当社の発行済株式等の総数の3分の1超を直接に保有する応募株主等(国内に本店又は主たる事務所を有する法人(内国法人)に限ります。)が、当社から支払いを受ける配当とみなされる金額については、所得税及び復興特別所得税が課されないものとされ、源泉徴収は行われないこととなります。

また、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主等は、公開買付代理人に対して2026年12月23日までに租税条約に関する届出書等をご提出ください。

(7) その他

① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報又は書類(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)。

② 当社は、2026年10月29日付で「2027年3月期　第2四半期(中間期)決算短信〔ＩＦＲＳ〕(連結)」を発表しております。当該発表に基づく、当社の決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該発表の内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。詳細につきましては、当該発表の内容をご参照ください。

2027年3月期　第2四半期(中間期)決算短信〔ＩＦＲＳ〕(連結)の概要
(2026年4月1日～2026年9月30日)

(ア) 損益の状況(連結)

| 会計期間 | 2027年3月期<br>(中間連結会計期間) |
|---|---|
| 売上収益 | 970,788百万円 |
| 事業利益 | 50,684百万円 |
| 営業利益 | 36,049百万円 |
| 税引前利益 | 33,228百万円 |
| 中間利益 | 22,793百万円 |
| 親会社の所有者に帰属する中間利益 | 21,751百万円 |

(イ) 1株当たりの状況(連結)

| 会計期間 | 2027年3月期<br>(中間連結会計期間) |
|---|---|
| 基本的1株当たり中間利益 | 68.32円 |

(ご参考)2026年9月30日時点の自己株式の保有状況
発行済株式総数(自己株式を除く)　318,381,433株
自己株式数　226,674株

Ⅱ．自己株式の消却

当社は、2026年11月25日開催の取締役会において、下記の通り、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の一部を消却することについて決議いたしました。

なお、当該自己株式の消却は、本公開買付けに基づき9,500,000株を超える数の当社普通株式を取得することを条件として、効力が発生することとなります。

1．消却する株式の種類　：当社普通株式
2．消却する株式の数　：本公開買付けにより取得した自己株式のうち9,500,000株
3．消却予定日　：2027年2月15日

(ご参考)消却後の発行済株式総数　309,108,107株
(注) 消却後の発行済株式総数は、2026年9月30日現在の発行済株式総数から上記の消却する株式の数を減じて算出しております。

以　上